

令和元年（行ウ）第275号、同第598号 環境影響評価書確定通知取消請求事件

原告 鈴木陸郎 外47名

被告 国

2020年（令和2年）11月18日

東京地方裁判所民事第2部Cd係 御中

準備書面 6(3) (要約)

原告ら訴訟代理人

弁護士 小 島 延 夫

弁護士 久 保 田 明 人

弁護士 千 葉 恒 久

弁護士 森 詩 絵 里

弁護士 吳 東 正 彦

弁護士 長 谷 川 宰

弁護士 浅 岡 美 恵

第3 燃料種を選択に係る重大な瑕疵

1 計画段階配慮における複数案の検討においては、対象事業による環境負荷の回避・低減を図るという観点から実質的な意味のある複数案が選定されることが不可欠であること

計画段階配慮における複数案の検討においては、当該事業により重大な影響を受けるおそれがある環境要素に関して、対象事業による環境負荷の回避・低減を図るという観点から実質的な意味のある複数案が選定されることが不可欠である。

発電所アセス省令では、計画段階配慮において、ゼロオプションも含めた複数案の検討をおこなうことを義務づけており、「発電設備等の構造」「配置」「位置」「規模」に関する複数案を「適切に示す」ことを義務付けている。したがって、発電所に関する環境影響評価においても、対象事業による環境負荷の回避・低減を図るために、位置・構造等にかかる適切な複数案の検討をおこなったうえで、その検討を通じて環境影響がどのように回避・低減されているかについて整理して記載することが不可欠である。こうした検討は、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避され、又は低減されていること（ベスト追求がきちんとされていること）と評価するために欠かせない。

2 石炭火力発電所が排出する1kWhあたりのCO₂は、たとえ最新型の発電所であっても、天然ガス火力発電所の約2倍のCO₂を排出するから、どのような燃料種を選択するかについて具体的に比較検討することが必要であること

石炭火力発電所が排出する1kWhあたりのCO₂は、たとえ最新型の発電所であっても、天然ガス火力発電所の約2倍のCO₂を排出する。温室効果ガスの排出によってすでに多大な被害が生じており、今後、かかる被害がますます深刻化して行くことが予想されるなかで、火力発電事業における環境影響評価を行う際には、CO₂の排出に関して適切な調査・予測・評価をおこなうことは極めて重要である。とりわけ、どのような燃料種を選択するかについて具体的

に比較検討することが必要である。上記省令は、「温室効果ガス等」を「環境影響を及ぼす要因」のひとつに掲げている。

- 3 本件発電所においても、燃料を天然ガスとすることによって温室効果ガスの排出量をほぼ半減させることが可能であり、他の大気汚染物質の排出量も大幅に低減させることができ、それを不可能とする理由はないにも関わらず、本件アセスでは、温室効果ガスの排出を計画段階配慮事項として選定せず、燃料種の選択についても何らの検討をおこなわなかったこと

本件発電所においても、燃料を天然ガスとすることによって温室効果ガスの排出量をほぼ半減させることが可能であり、他の大気汚染物質の排出量も大幅に低減させることができる。それによって発電の機能に支障が生ずることはない。本件土地の立地等に照らしても、本件土地における天然ガス火力発電所の建設が「現実的でないと認められる」事情は存在しない。ところが、本件アセスでは、温室効果ガスの排出を計画段階配慮事項として選定せず、燃料種の選択についても何らの検討をおこなわなかった。

- 4 神奈川県環境影響審査会での審議や神奈川県知事などの意見について繰り返し問題視され、説明を求められたにも関わらず、具体性ある回答がないこと

配慮書における温室効果ガスの排出と燃料種の選択に関する検討の欠如については、その後、神奈川県環境影響審査会での審議や神奈川県知事などの意見について繰り返し問題視され、燃料として石炭を選択したことの根拠についての説明や天然ガスを燃料として選択した場合との比較検討などを何度も求められた。それにもかかわらず、JERAがおこなった説明は全く具体性が欠けるものであった。説明のなかには、発電原価に関する説明など、誤った印象を与えるものや不適切なデータを用いたものすらあった。

- 5 本件環境影響評価は、温室効果ガスの排出という極めて重大な環境への影響に関して「適切な複数案」の検討を欠いたものであること

以上のように、本件環境影響評価は、温室効果ガスの排出という極めて重大な環境への影響に関して「適切な複数案」の検討を欠いたものであり、看過し

えない重大な瑕疵がある。

第4 まとめ

以上の通り、本件環境影響評価は、温室効果ガスの排出という極めて重大な環境への影響に関して必要な調査、予測、評価を欠いている。しかるに、被告は、配慮書から準備書の段階で何ら適切な勧告等をおこなわなかつただけでなく、評価書に対して変更を命ずることもなく本件確定通知を發した。かかる被告の確定通知は違法である。

以 上